)

弓田八平会津歴史文化保護財団助成応募要領

1．助成の趣旨

弓田八平会津歴史文化保護財団(以下財団と言う)は会津若松市を中心とする地域に関する歴史的遺産、文化財の調査、研究、保全、広報活動を行い、それらを次世代に継承していくことで、会津文化のさらなる発展に寄与するために実施します。

2．助成の概要 ①助成の対象

イ． 文化財保護法(昭和25年法律第214号。以下「法」と言う)の規定により指定又は登録された文化財、無形文化財、広報活動なども含む。92 条に規定する福島県文化財保護条例の規定により文化財(以下「県指定文化財」と言う。)並びに会津若松市文化保護条例や会津地域の市町村が定めた文化財の保護や調査研究、保全、広報活動を行い、それらを次世代に継承していく為の費用。

ハ． 保護や調査研究、保全、保護、広報活動、修復や工法などに伴い、社会的意義の高いものを対象とします。

ニ. 会津地域の市町村や民間、団体を対象とする

②応募資格

イ.保存、修復、広報を必要とする民間・団体および個人です。事情により管理責任者による中請も認めることがあります。所有権を証明できる資料が必要な場合は提出して頂くことがあります。

ロ.営利企業等及びその関係者はお申込みできません。

ハ.営利目的あるいは私的鑑賞を目的に文化財を所有または管理する法人及び個人はお申込みできません。

ニ.申請者は、本財団の同一年度の助成に複数応募することは出来ません。

なお、 複数応募が判明した場合は、 失格となることがあります言

③助成金額

一応募は300万円以内とします。

国、県、市町村や他団体などの助成額を減じた額の 3/2 を原則上限とし理事会にて決定する。

④助成金使途

イ.助成対象物の保存、修復、広報事業に直接必要となる費用。ただし人件費や 応募者が所属する組織等の間接経費・一般管理費等は助成の対象になりません。

⑤助成期間

当財団が助成を決定した月から 1 年間を原則としますが、事情により開始月の変更及び複数年にわたる使用も認めます。なお、複数年の採択となる場合の助成金は、保存修復の費用の支払いに併せ、各年分割でお支払いします。

事業の開始月は2025年10月からが原則で、2026年3月末日までですが、次年度からは4月1日から翌年3月末日の期間とします。

3．応募期間

2025年11月1日から2026年3 月 31日。次年度から4月1日から翌年3月末日まで。

4．応募方法

応募にあたっては、別紙「応募手順」に基づき、応募願います。

〈応募手順〉

① 本財団の専用応募用紙を使用願います。

② 「助成申込書」の作成

③ 「助成申込内容」の作成

④ 「見積書」など費用の明細

⑤ 「推薦書」があれば提出婦資料願います。

（応募に際しては、公的機関や専門家の方のご推薦などやパンフレット他法人・団体の概要が分かる資料など）ほかに当財団が必要と認めるもの。

⑥ 当財団が必要とした資料

⑨ 応募申請と受付の確認

〈ご注意〉

*応募完了後は助成申込書、助成申込内容、見積書(修復業者様の変更)、推薦書の修正・差し替え等は一切できませんので、応募の申請にあたっては必ず内容をご確認ください。

ただし、 入札の実施等によるやむを得ない事情で修復業者様が変更となる場合で、 申請書提出の際に 「修復業者様の変更の可能性がある」 旨のご申告を頂いた場合は、修復業者様および見積書の差し替え変更をお認めしています。

*

5 -選考方法・結果通知等

①選考方法

イ. 当財団理事会により慎重審議の上、その答申案に基づき、随時財団理事会において正式決定されます。なお、審査の進捗状況についてのお問い合わせには回答致しかねますので、ご了承ください。

ロ. 選考においては、その保存・修復により価値の維持・向上が見込まれるかを主たる採択基準とし、文化財としての重要度、保存・修復の緊急度、保存・修復計画の妥当性、助成の必要性、社会的意義等を勘案します。社会的意義の具体的事例としては、以下等が挙げられます。

・地域文化の発掘・維持・発展、地方活性化等「地方創生への貢献活動」
・生津地域の文化を海外に発信することによる「国際交流」などの進展が期待される資料

②選考への協力のお願い

所定の申込書、推薦書の提出に加え、更に詳しい書類等の提出、助成対象物の確認、所有者(管理責任者)、推薦者の面接-ヒアリング等をさせて頂くことがありますのでご協力ください。

③結果通知等

イ. 結果は決定後すみやかに申込者各位宛に書面またはメールで通知されます。なお「助成先一覧」は、本財団インターネットホームページ(以下、本財団ホームページ)上に掲載するほか各種（新聞、学会ニュース等)にも掲載を依頼致します。

ロ. 採否の理由についてのご照会には一切回答致しかねますので、ご了承ください。

④助成決定時の義務・条件

イ. 選考の結果、助成対象者となられた場合は、財団所定の「助成承諾書」を別途提出頂き、これにより保存、修復事業の経過・完了の報告、収支会計報告、 その他使途変更事前相談手続等の義務を負って頂く事になります 。また、修復業者の修理報告書の写しを提出して頂きます。

ロ本助成による保存、修復事業に伴う結果について当財団は一切責任を負いません。

ハ. 同美術工芸品の保存、修復事業が本財団の助成による保存、修復であることを公開時に明記して頂きます。

へ 保存、修復事業の経過・完了の当財団宛の報告については、当財団が公表することに同意をお願いします。

ト. 助成金贈呈式の日時は理事会にて決定し当確者に連絡いたします。ます。

個人情報取扱いについて

①個人情報は利用目的の範囲内で、かっ業務遂行上必要な限度内で利用致します。
②法令等の定める場合を除き、事前に本人の同意を得ることなく個人情報を第三者に提供しません。

6. 反社会的勢力からの応募について

反社会的勢力および反社会的勢力と関係すると認められる個人もしくはグループからの応募は受け付けられません。

田お問い合わせ先

お問い合わせは、原則メールでお願いします。（複数のメンバーで共有しておりますことと、在宅勤務などで事務所を外すこともございますので、 まずは、 メールにてお問い合わせをお願いします。 ご協力の程、 どうぞよろしくお願い申し上げます。）

定款

一般財団法人弓田八平会津歴史文化保護財団

令和７年９月２５日設立

一般財団法人弓田八平会津歴史文化保護財団　定款

第１章　総　則

（名称）

第１条　当法人は、一般財団法人弓田八平会津歴史文化保護財団と称する。

（事務所）

第２条　当法人は、主たる事務所を福島県会津若松市に置く。

第２章　目的及び事業

（目的）

第３条　当法人は、福島県会津若松市を中心とする地域に関する歴史的遺産、文化財の調査、研究、収集、保全を行い、それらを次世代へと承継していくことで、会津文化のさらなる発展に寄与することを目的とする。

（事業）

第４条　当法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

１　文化財の管理、保存修復等の事業の助成、災害等による被災文化財の修復事業の助成並びに保存修復専門家の人材養成及びその助成

２　文化財保護に関する調査研究・成果の発表等に係る諸活動の助成

３　文化財の保護に係る国際的協力及び交流

４　文化財保護意識の向上を図るため、出版物の刊行、講演会等の開催、その他普及広報活動

５　文化財保護活動のための文化施設等の管理、運営

６　その他当法人の目的を達成するために必要な事業

２　前項の事業は、本邦及び海外において行うものとする。

第３章　資産及び会計

（設立者の拠出する財産及びその価額）

第５条　当法人の設立に際して設立者が拠出する財産及びその価額は、次のとおりである。

設立者　弓田八平

拠出財産及びその価額　現金３００万円

（財産の種別）

第６条　当法人の財産は、基本財産及びその他の財産の２種類とする。

２　基本財産は、第４条の公益目的事業を行うために不可欠なものとして特定された財産とし、次に掲げるものをもって構成する。

供するものとする。

⑴　監査報告

⑵　会計監査報告

⑶　理事、監事及び評議員の名簿

⑷　理事、監事及び評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類

⑸　運営組織及び事業活動の状況の概要並びにこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

（剰余金の不分配）

第１２条　当法人は、剰余金の分配を行わない。

第４章　評議員

（評議員）

第１３条　当法人に評議員５名以上を置く。

（評議員の選任及び解任）

第１４条　評議員の選任及び解任は、評議員選定委員会において行う。

２　評議員選定委員会は、評議員１名、監事１名、事務局員１名及び次項の定めに基づいて選任された外部委員２名の合計５名で構成する。

３　評議員選定委員会の外部委員は、次のいずれにも該当しない者を理事会において選任する。

⑴　当法人又は関連団体（主要な取引先及び重要な利害関係を有する団体を含む。）の業務を執行する者又は使用人

⑵　過去に前号に規定する者となったことがある者

⑶　第１号又は第２号に該当する者の配偶者、３親等内の親族又は使用人（過去に使用人となった者を含む。）

４　評議員選定委員会に提案する評議員候補者は、理事会又は評議員会がそれぞれ推薦することができる。

５　評議員選定委員会に評議員候補者を推薦する場合には、次の事項のほか、当該候補者を評議員として適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。

⑴　当該候補者の経歴

⑵　当該候補者を候補者とした理由

⑶　当該候補者と当法人の役員等（理事、監事及び評議員）との関係

⑷　当該候補者の兼職状況

６　評議員選定委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の１名以上が出席し、かつ、外部委員の１名以上が賛成することを要する。

⑸　残余財産の処分
⑹　合併及び事業の全部又は重要な一部の譲渡
⑺　基本財産の処分又は除外の承認
⑻　その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定める事項

（開催）

第１９条　評議員会は、定時評議員会と臨時評議員会の２種とする。

２　定時評議員会は、毎事業年度終了後３か月以内に開催する。

３　臨時評議員会は、必要がある場合には、いつでも開催することができる。

（招集）

第２０条　評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき、理事長が招集する。

２　評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

（招集の通知）

第２１条　理事長は、評議員会の日の７日前までに、評議員に対し、会議の日時及び場所並びに目的である事項を記載した書面をもって、通知を発しなければならない。

２　前項の規定にかかわらず、評議員全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく、評議員会を開催することができる。

（議長）

第２２条　評議員会の議長は、評議員会において、出席した評議員の中から選出する。

（決議）

第２３条　評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

２　前項の規定にかかわらず、次の決議は、特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の３分の２以上に当たる多数をもって行わなければならない。

⑴　監事の解任
⑵　定款の変更
⑶　残余財産の処分
⑷　合併及び事業の全部又は重要な一部の譲渡
⑸　基本財産の処分又は除外の承認
⑹　その他法令又はこの定款で定める事項

３　理事又は監事を選任する決議に際しては、各候補者ごとに第１項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第２６条第１項に定める員数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得

その業務を執行する。

3　副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。

4　専務理事は、理事長及び副理事長を補佐し、この法人の業務を執行する。

5　理事長、副理事長及び専務理事は、毎事業年度ごとに４か月を超える間隔で２回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

（監事の職務及び権限）

第２９条 監事は、次に掲げる職務を行う。

⑴　理事の職務の執行を監査すること。

⑵　当法人の業務並びに財産の状況を監査すること。

⑶　評議員会及び理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べること。

⑷　理事が不正の行為をし、若しくはその行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、これを評議員会及び理事会に報告すること。

⑸　前号の報告をするため必要があるときは、理事長に理事会の招集を請求すること。ただし、その請求の日から５日以内に、２週間以内の日を理事会とする招集通知が発せられない場合は、直接に理事会を招集すること。

⑹　理事が評議員会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査し、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を評議員会に報告すること。

⑺　理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反するおそれがあり、その行為によりこの法人に著しい損害が生じるおそれがあるときは、その理事に対して、その行為をやめることを請求すること。

⑻　その他監事に認められた法令上の権限を行使すること。

（役員の任期）

第３０条　理事の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

2　監事の任期は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

3　補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4　理事若しくは監事が欠けた場合又は第２６条第１項に定める理事若しくは

第３５条　理事会は、全ての理事をもって構成する。

（権限）

第３６条　理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

⑴　業務執行の決定

⑵　理事の職務の執行の監督

⑶　理事長及び業務執行理事の選定及び解職

⑷　名誉会長及び顧問の選任及び解任

⑸　評議員会の開催の日時及び場所並びに評議員会の目的である事項の決定

⑹　規則の制定、変更及び廃止

２　理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を理事に委任することができない。

⑴　重要な財産の処分及び譲受け

⑵　多額の借財

⑶　重要な使用人の選任及び解任

⑷　従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止

⑸　理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他当法人の業務の適正を確保するために必要なものとして法令で定める体制の整備

（開催）

第３７条　理事会は、通常理事会と臨時理事会の２種とする。

２　通常理事会は、毎年定期に、年１回開催する。

３　臨時理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

⑴　理事長が必要と認めたとき。

⑵　理事長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

⑶　前号の請求があった日から５日以内に、その請求があった日から２週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。

⑷　監事から、一般法人法第１９７条において準用する同法第１００条に規定する場合において、必要があると認めて、理事長に招集の請求があったとき。

⑸　前号の請求があった日から５日以内に、その請求のあった日から２週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした監事が招集したとき。

（招集）

第８章　定款の変更、合併及び解散等

（定款の変更）

第４５条　この定款は、評議員会において、議決に加わることができる評議員の３分の２以上に当たる多数をもって決議することにより変更することができる。

２　前項の規定は、この定款の第３条、第４条及び第１４条についても適用する。

（合併等）

第４６条　当法人は、評議員会において、議決に加わることができる評議員の３分の２以上に当たる多数をもって決議することにより、他の一般法人法上の法人との合併又は事業の全部若しくは一部の譲渡をすることができる。

（解散）

第４７条　当法人は、基本財産の滅失その他の事由による当法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定める事由によって解散する。

（残余財産の帰属）

第４８条　当法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第５条第１７号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第９章　委員会

（委員会）

第４９条　当法人の事業を推進するために必要あるときは、理事会は、その決議により、委員会を設置することができる。

２　委員会の委員は、学識経験者の中から、理事会が選任する。

３　委員会の任務、構成及び運営に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第１０章　事務局

（事務局）

第５０条　当法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

２　事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

３　事務局長及び重要な職員は、理事長が理事会の承認を得て任免する。

４　事務局の組織及び運営に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

弓田八平

設立時代表理事

弓田八平

設立時監事

内川健一　　　　滝田幸寿　　　　星亨

（最初の事業計画等）

第５７条　当法人の設立当初年度の事業計画及び収支予算は、第１０条第１項の規定にかかわらず、設立者の定めるところによる。

（最初の事業年度）

第５８条　当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から令和８年３月末日までとする。

（設立者の氏名又は名称及び住所）

第５９条　設立者の氏名又は名称及び住所は、次のとおりである。

住　所　　福島県会津若松市東千石三丁目１番３４号

設立者　　弓田八平

（法令の準拠）

第６０条　この定款に定めのない事項は、全て一般法人法その他の法令に従う。

本定款は当法人の定款に相違ない。

令和　　年　　月　　日

一般財団法人 弓田八平会津歴史文化保護財団

代表理事　　弓田八平

・申請書類一式のご提出前
お問い合わせいただく際は、マイページを取得されている場合は、メールにログイン ID を記載してください。

・申請書類ご提出後
応募者マイページの「お問い合わせはこちら」よりお願いします。

公益財団法人　　　菱財団事務局
〒100 ― 0005 東京都千代田区丸の内２丁目３番１号(三菱商事ビル２１階)
刊・mail 問い合わせ https://www.mitsubishi-zaidan ・
jp/inqmry/index.html
(03) 3214-5754

2025 年 11 月

公益財団法人

以上

菱 財団